

公益社団法人花巻青年会議所の公告について

公益社団法人花巻青年会議所
2018年度 財政審査会議
議長 安部 修司

○定款

- ・第62条第3項

本会議所は、第1項の定時総会（注：1月定時総会）の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

- ・第67条第1項

本会議所の公告は電子公告により行う。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- ・第128条第1項

一般社団法人（注：公益社団法人も含む。以下同じ。）は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

- ・第128条第3項

前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置（注：電子公告のこと）をとることができる。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

- ・第51条

法第二百二十八条第三項の規定による措置（注：電子公告のこと）は、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行わなければならない

○具体的対応

以上の根拠に基づいて、1月定時総会の終結後遅滞なく、花巻青年会議所公式ホームページに、貸借対照表を5年間継続して公開する必要があります。

また、1月定時総会の終結後5年を経過した過年度の貸借対照表は、公開を中止してもかまいません。